

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

中小企業が持続的な構造的賃上げを実現するため、その原資を確保できる取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会は連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

【概要】

1. 指針の性格

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。それぞれが、採るべき/求められる行動を12の行動指針に取りまとめ「取組事例」や「留意すべき点」などを記載。

本指針に記載の12の行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において厳正に対処することを明記。

2. 発注者として採るべき行動/求められる行動

行動①：本社(経営トップ)の関与

◆労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、他

行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

◆受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること、他

行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

◆労務費上昇の理由等、根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示し希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること

行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

◆サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者とその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること

行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

◆受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと、他

行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

◆受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること

3. 受注者として採るべき行動/求められる行動

行動①：相談窓口の活用

◆労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について国等の相談窓口にご相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと

行動②：根拠とする資料

◆発注者との価格交渉で使用する根拠資料は、最低賃金の上昇率などの公表資料を用いること

行動③：値上げ要請のタイミング

◆労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミングや発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと

行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

◆発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること、他

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

行動①：定期的なコミュニケーション

◆定期的なコミュニケーションをとること

行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

◆価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること

※詳細は公正取引委員会ホームページ(二次元コード)よりご確認ください。

YouTubeによる説明動画もご覧いただけます。



自動車を使用する事業所は**安全運転管理者の選任が必須**です！
安全運転管理者の業務が**拡充**されました！

令和5年
12月より

安全運転管理者による
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が
「**義務化**」されます。

令和4年
4月1日施行

- ☑ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること

令和5年
12月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器※を用いて行うこと
※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- ☑ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者とは…

【選任】 一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上
※自動二輪車（原動機付自転車を除く）
は1台を0.5台として計算

- 【業務】**
- 交通安全教育
 - 運転者の適性等の把握
 - 運行計画の作成
 - 交替運転者の配置
 - 異常気象時等の措置
 - 点呼と日常点検
 - 運転日誌の備付け
 - 安全運転指導

- 【届出】**
- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
 - 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。だくか警察署へお問い合わせください。

詳細は右記の警察庁ホームページ参照



2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは次頁や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例;業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → [厚生労働省ウェブサイト](#) (①)
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → [無期転換ポータルサイト](#) (②)
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → [都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部\(室\)、全国の労働基準監督署](#) (③)

